

令和6年度 財政的援助団体等監査実施結果

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和6年度における財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

第1 令和6年度 財政的援助団体等監査実施結果

1 監査対象団体及び着眼点

監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点、共通する着眼点を次のとおりとした。

(1) 監査対象団体及び主な着眼点

- ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）
- ・出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
 - ・会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
 - ・経営成績及び財政状況は、良好か。
- イ 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）
- ・補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。
 - ・補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。
 - ・補助金等の目的が達成されているか。
- ウ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設管理団体」という。）
- ・公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
 - ・委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。
 - ・経営成績及び財政状況は、良好か。

(2) 共通する着眼点

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の24団体を選定し監査を実施した。

(1) 出資団体（10団体）

- ア 出資比率1/2以上の団体 …………… 6団体
- 公益財団法人 小佐野記念財団
 - 公益財団法人 やまなし環境財団
 - 公益財団法人 山梨県下水道公社
 - 山梨県住宅供給公社
 - 株式会社 やまなしハイドロジェンカンパニー
 - 公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター
- イ 出資比率1/4以上1/2未満の団体 …………… 4団体
- 公益社団法人 山梨県私学教育振興会
 - 公益財団法人 山梨県緑化推進機構
 - 公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター
 - 公益社団法人 山梨県畜産協会

(2) 補助金等交付団体…………… 4団体

- 学校法人 帝京大学【帝京山梨看護専門学校運営費補助金、山梨県看護師等養成所運営費補助金】
- 山梨県小児救急医療事業推進委員会【山梨県小児救急医療体制整備費補助金】
- 一般社団法人 山梨県トラック協会【山梨県運輸振興事業費補助金】
- 一般社団法人 山梨県森林協会（山梨県林業労働センター）【山梨県森林整備担い手対策事業費補助金（基金事業）】

(3) 公の施設管理団体 …………… 10 団体

合同会社 カナエール【山梨県立聴覚障害者情報センター】
cowshi 金川の森パートナーズ【山梨県森林公園金川の森】
アドブレン・共立・NTTファシリティーズ共同事業体【山梨県立県民文化ホール】
株式会社 ハイジの村【山梨県立フラワーセンター】
株式会社 桔梗屋【山梨県立富士湧水の里水族館】
富士観光開発・富士グリーンテックグループ【山梨県曾根丘陵公園】
株式会社 かいすた【山梨県富士川クラフトパーク】
やまなしフルーツパークパートナーズ【山梨県笛吹川フルーツ公園】
アメニス山梨（桂川）グループ【山梨県桂川ウェルネスパーク】
山梨科学推進グループ【山梨県立科学館】

3 監査対象期間

令和5年度

4 監査実施期間

令和6年9月26日～令和7年1月27日

5 監査方法

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果区分

監査結果は次のとおり区分した。

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

7 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。
また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、監査結果に対する措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。
注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。
併せて、所管部局等に監査結果を周知し、再発防止に向けた指導を要請する。

8 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

- ・指摘事項 1 件
- ・指導事項 26 件
- ・注意事項 12 件

9 監査実施団体ごとの監査結果

別紙1のとおりである。

第2 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

なお、個別の意見の内容については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、その回答内容についても公表する。

(1) 個別の意見

別紙2のとおりである。

(2) 総括的な意見

今回の監査において、指定管理業務に係る経費で購入された備品が県の備品として登録されていないものが散見された。指定管理施設の管理に関する基本協定では、指定管理者は、あらかじめ県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができ、その備品の所有権は、指定管理者が当該備品を管理業務の用に供したときにおいて、県に帰属する旨が定められている。一方で、備品の定義や登録手続きが具体的に示されておらず、そのことが備品として登録されていない要因の一つと考えられることから、基本協定書等において、対象となる備品の定義と登録手続きを具体的に明示されたい。

また、指定管理施設の所管課においては、県が貸与した備品の現品確認とともに、管理業務に係る経費で購入された備品についても確認を行い、備品の登録漏れ等がないよう努められたい。

監査対象団体	公益財団法人 小佐野記念財団	
所管部(局)課	知事政策局 国際戦略グループ	
監査実施日	令和6年11月25日	
事業の概要	<p>文化やスポーツなどの国際交流活動等により、山梨県の国際化の推進を図り、もって世界に開かれ、文化的で活力にあふれた、ふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 国際交流等の目的をもって行う人物の派遣及び招へい並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助</p> <p>(2) 国際交流等を目的とする催しの実施並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助</p> <p>(3) 国際交流等を行うために必要な資料の作成、収集、交換及び頒布</p> <p>(4) 上記のほか、法人の目的を達成するため必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 100.0%)	300,000,000 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	公益財団法人 やまなし環境財団	
所管部(局)課	環境・エネルギー部 自然共生推進課	
監査実施日	令和6年11月18日	
事業の概要	<p>環境に関する普及啓発活動を行い、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の環境保全活動を積極的に支援し、もって山梨県の環境保全活動の推進に資することを目的とする。</p> <p>(1) 環境に関する研究活動及び地域に根ざした環境保全のための実践活動に対する表彰</p> <p>(2) 環境に関する普及啓発活動</p> <p>(3) 民間団体による環境保全活動への支援</p> <p>(4) 環境教育のための事業</p> <p>(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 99.2%)	479,000,000 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社	
所管部(局)課	県土整備部 治水課下水道室	
監査実施日	令和6年11月8日 12月24日	
事業の概要	<p>下水道技術の調査研究、下水道知識の普及啓発、下水道施設の管理運営並びに下水道排水設備工事責任技術者の認定等を行い、もって県及び市町村の下水道行政の推進と県民の健康で文化的な生活に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全に資することを目的とする。</p> <p>(1) 下水道技術の調査研究</p> <p>(2) 下水道知識の普及啓発</p> <p>(3) 流域下水道施設の維持管理事業及び当該事業の関連事業</p> <p>(4) 下水道排水設備工事責任技術者の認定、登録等</p> <p>(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 50.0%)	37,000,000 円
監査の結果	[指摘事項]	なし
	[指導事項]	なし
	<注意事項>	1件

監査対象団体	山梨県住宅供給公社																									
所管部(局)課	県土整備部 建築住宅課																									
監査実施日	令和6年10月17日、18日 11月29日																									
事業の概要	<p>住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 住宅の積立分譲を行うこと。 (2) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (3) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (4) 市街地においてこの公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (5) 住宅の用に供する宅地の造成にあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (6) この公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (8) 水面埋立事業を施行すること。 (9) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。 (10) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。</p>																									
財政的援助等の内容	<table border="0"> <tr> <td>[出資金] (出資率100.0%)</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金</td> <td>240,000,000円</td> </tr> <tr> <td>山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金</td> <td>5,079,000円</td> </tr> <tr> <td>[貸付金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金</td> <td>6,876,232,000円</td> </tr> <tr> <td>[損失補償] 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償</td> <td>6,822,516,000円</td> </tr> <tr> <td>(令和5年度債務負担行為限度額)</td> <td>6,979,919,000円)</td> </tr> </table> <p><公の施設管理></p> <table border="0"> <tr> <td>山梨県営住宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理料(令和5年度)</td> <td>459,902,696円</td> </tr> <tr> <td>山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定管理料(令和5年度)</td> <td>12,297,929円</td> </tr> </table>		[出資金] (出資率100.0%)	10,000,000円	[補助金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金	240,000,000円	山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	5,079,000円	[貸付金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金	6,876,232,000円	[損失補償] 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償	6,822,516,000円	(令和5年度債務負担行為限度額)	6,979,919,000円)	山梨県営住宅		指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日		指定管理料(令和5年度)	459,902,696円	山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅		指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日		指定管理料(令和5年度)	12,297,929円
[出資金] (出資率100.0%)	10,000,000円																									
[補助金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金	240,000,000円																									
山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	5,079,000円																									
[貸付金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金	6,876,232,000円																									
[損失補償] 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償	6,822,516,000円																									
(令和5年度債務負担行為限度額)	6,979,919,000円)																									
山梨県営住宅																										
指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日																										
指定管理料(令和5年度)	459,902,696円																									
山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅																										
指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日																										
指定管理料(令和5年度)	12,297,929円																									
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 退去者負担修繕未収金 3,949,751円</p> <p>2 退職した臨時職員の社会保険料立替金について、8,229円の未回収期間が1年以上に及び不払いの状態が続いており、回収が危惧される状態であったが、貸倒引当金算定の実施要領に基づく貸倒引当金が計上されていなかった。</p> <p>3 管理業務仕様書に基づく遊具施設点検業務について、県が定めた施設の保守点検仕様書</p>																									

	に「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の定めに従い実施するとされており、同指針では、点検後改善措置が必要と判断されたときは措置の方針を迅速に定めて実施するとされている。また、同仕様書でも、保全上必要と認められる場合は修繕等を行うこととされているが、令和6年3月に実施された定期点検で、修繕又は対策が必要と判断され、業者から見積書が提出されていたものについて監査日現在で措置方針が決定されておらず、修繕等も実施されていなかった。
	<注意事項> 2件

監査対象団体	株式会社 やまなしハイドロジェンカンパニー	
所管部(局)課	企業局 新エネルギーシステム推進課	
監査実施日	令和6年10月23日 11月29日	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水素及びアンモニアの製造、供給、販売並びにエネルギーサービスに係る事業 (2) 水素及びアンモニアの製造・貯蔵・輸送に係る技術開発並びに実証事業 (3) 水素及びアンモニア利用の普及・拡大に係る事業 (4) 前各号に付帯関連する一切の事業 	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 50.0%)	100,000,000 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	
所管部(局)課	警察本部 組織犯罪対策課	
監査実施日	令和6年9月26日	
事業の概要	<p>暴力団員による不当な行為を予防するための広報、支援等の活動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為についての相談、被害者の救援等の事業を行うことにより、社会全体の暴力排除意識の高揚並びに暴力団員による不当な行為等の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報及び啓発事業 (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を支援する事業 (3) 暴力団員による不当な行為に関する県民からの電話相談及び面接相談事業 (4) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止する事業 (5) 少年を暴力団から守る事業 (6) 暴力団から離脱する意志を有する者に対する援助事業 (7) 山梨県公安委員会の委託を受けて、事業所等の不当要求防止責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第14条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習事業 (8) 法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の事業を援助する事業 (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して、見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援事業 (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導委員に対し、少年を暴力団から守るための活動に必要な研修事業 (11) 暴力団員による不当な行為の予防に関する相談及び暴力団監視事業 (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 	

財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 50.5%)	300,000,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] なし	
	<注意事項> 3件	

監査対象団体	公益社団法人 山梨県私学教育振興会	
所管部(局)課	県民生活部 私学・科学振興課	
監査実施日	令和6年11月13日	
事業の概要	<p>山梨県内における私立学校教育の充実及び振興を図るとともに、県民の修学機会を確保するための支援を行い、もって山梨県における教育文化の高揚に資することを目的とする。</p> <p>(1) 私立学校間の相互協力を推進する事業</p> <p>(2) 私立学校の運営の改善強化に関する事業</p> <p>(3) 私立学校の上部団体及びその他の教育機関との連絡調整の事業</p> <p>(4) 私立学校の教職員の福利厚生事業</p> <p>(5) 山梨県私立幼稚園保護者会連合会及び山梨県私立中学高等学校 PTA 連合会の事務局の業務</p> <p>(6) 私立学校の教育環境の改善を図るための事業</p> <p>(7) その他上記に定める事業に関連する事業</p>	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 49.0%)	100,000,000 円
	[補助金] 山梨県私学教職員退職資金造成補助金	66,821,000 円
	山梨県私立幼稚園教職員退職資金制度補助金	33,631,000 円
	山梨県私学教育振興会活動費補助金	6,000,000 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県緑化推進機構	
所管部(局)課	林政部 森林整備課	
監査実施日	令和6年11月11日	
事業の概要	<p>緑化事業の推進と緑化思想の高揚を図り、緑の募金を推進することにより、緑豊かな県土づくりと国際緑化に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 緑化活動の普及啓発に関する事業</p> <p>(2) 青少年等の緑化意識を醸成する事業</p> <p>(3) 森林の公益的機能の維持増進に関する事業</p> <p>(4) 市町村や団体等が国内外で行う緑化活動を支援する事業</p> <p>(5) 森林整備等の推進に用いることを目的とする募金活動に必要な事業</p> <p>(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 27.6%)	300,000,000 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター	
所管部(局)課	農政部 果樹・6次産業振興課	
監査実施日	令和6年10月25日	
事業の概要	<p>農業用廃プラスチック処理に関する調査及び研究を行い、農業用廃プラスチックを適正に処理することによって、自然的又は社会的な環境公害を未然に防止することを目的とする。</p> <p>(1) 農業用廃プラスチックの処理及び再利用に関すること</p> <p>(2) 農業用廃プラスチック処理に関する調査及び研究に関すること</p> <p>(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	

財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 47.9%)	15,000,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] 郵便切手の未使用分について、年度末残高が資産計上されていなかった。	
	<注意事項> 1件	

監査対象団体	公益社団法人 山梨県畜産協会	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	令和6年10月2日 11月26日	
事業の概要	<p>畜産業を営むもの及びその組織する団体の経営安定、運営及び保健衛生に関する指導、肉用子牛生産者補給金の交付等の事業を推進し、畜産業を営むものの所得の安定を通じて、県内畜産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 畜産の経営及び生産技術の指導に関する事業 (2) 畜産物の生産、流通に関する啓発、調査研究及び研修会・講習会の開催並びに情報の提供に関する事業 (3) 家畜及び畜産物の価格変動による損失補てんに関する事業 (4) 生産者補給金の交付に関する事業 (5) 肉用牛経営の安定を図るための肥育牛生産者補てん金交付に関する事業 (6) 肉用子牛の生産振興に関する事業 (7) 家畜及び畜産物の衛生に関する啓発及び調査研究並びに情報の提供に関する事業 (8) 家畜伝染病疾病の予防措置等の自衛防疫の推進に関する事業 (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 40.6%)	87,500,000 円
	[補助金] 山梨県畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金	147,571,591 円
	山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金	1,003,525 円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	学校法人 帝京大学	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和6年10月24日	
財政的援助等の内容	[補助金] ①帝京山梨看護専門学校運営費補助金	36,000,000 円
	②山梨県看護師等養成所運営費補助金	25,549,000 円
	③看護師等養成所実習機会確保事業費補助金	345,000 円
補助の目的	<p>①看護師確保対策を推進するため、学校法人帝京大学の設置する帝京山梨看護専門学校の運営に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>②看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営について予算の範囲内において補助金を交付し、その強化及び充実を行い、もって養成力の充実を図る。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、医療の担い手となる質の高い看護師等の養成を図るため、看護師等養成所における実習に係る検査等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	山梨県小児救急医療事業推進委員会	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和6年10月9日	
財政的援助等の内容	[補助金] 山梨県小児救急医療体制整備費補助金	121,336,815 円

補助の目的	県民の小児救急医療に対する需要の増大に応えるとともに、小児科医不足により生じている諸課題に対応するため、山梨県小児救急医療事業推進委員会が実施する、休日・夜間における全県的な小児救急医療事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般社団法人 山梨県トラック協会	
所管部(局)課	産業政策部 産業政策課	
監査実施日	令和6年10月22日	
財政的援助等の内容	[補助金] 山梨県運輸振興事業費補助金	132,012,000円
補助の目的	運輸事業振興のために、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1) 特定運輸事業を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 (2) 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業 (3) 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 (4) 特定運輸事業の適正化に関する事業 (5) 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 (6) 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業 (7) 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業 ほか	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	一般社団法人 山梨県森林協会 (山梨県林業労働センター)	
所管部(局)課	林政部 林業振興課	
監査実施日	令和6年11月22日	
財政的援助等の内容	[補助金] ①山梨県森林整備担い手対策事業費補助金 (基金事業) 13,728,000円 ②山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金 6,992,710円 ③山梨県林材業就業促進総合対策事業補助金 313,680円	
補助の目的	①林業労働者の労働環境改善と林業事業者の経営基盤強化を行い、人材の確保・育成・定着を図る。 ②林業労働者通年就労奨励金を給付することにより、就労の長期化・安定化を促し、林業労働力の確保を図る。 ③林業事業者の経営基盤の安定化及び労働環境の改善を図り、新たな森林整備を担う林業事業者の育成を推進するとともに多様な研修等による技術・技能の習得を進め、幅広い人材の確保・育成・定着を図る。	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	合同会社 カナエール	
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課	
監査実施日	令和6年11月1日 12月26日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立聴覚障害者情報センター 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料 (令和5年度)	34,474,072円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] 1 基本協定書第11条第1項において、指定管理者は、管理業務と管理業務以外の業務を区分して経理しなければならないと定められているが、社会保険労務法人への報酬について区分経理が行われておらず、事業報告書の管理業務に係る収支決算に管理業務以外の経	

	<p>費が計上されていた。</p> <p>2 指定管理業務に係る経費において備品として購入した物品について、基本協定書第 16 条第 7 項に、あらかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができる旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。</p> <p>3 複写機サービス提供事業により収納した現金について、会計規程に基づき 7 日以内に預入すべきところ、令和 5 年度を通じて預入していなかった。</p>
	<注意事項> なし

監査対象団体	cowshi 金川の森パートナーズ
所管部(局)課	林政部 県有林課
監査実施日	令和 6 年 11 月 14 日 12 月 24 日
財政的援助等の内容	<p><公の施設管理></p> <p>山梨県森林公園金川の森</p> <p>指定期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理料(令和 5 年度) 72,481,424 円</p>
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 管理運営業務仕様書 3(18)に暴力団排除措置について定められているが、指定管理業務に係る委託契約について暴力団排除条項が記載されていないものがあった。</p> <p>2 基本協定書第 7 条第 2 項の規定により、管理業務の一部について第三者に委託する場合は、あらかじめ知事の承認を受けることになっているが、令和 5 年度山梨県森林公園金川の森事業報告書に承認されていないものが記載されていた。</p> <p>3 令和 5 年度山梨県森林公園金川の森業務計画書及び令和 5 年度山梨県森林公園金川の森事業報告書の一部が、基本協定書に定められた様式で作成されておらず、自主事業に係る収入及び支出等が記載されていないなかった。</p> <p><注意事項> 1 件</p>

監査対象団体	アドブレン・共立・NTTファシリティーズ共同事業体
所管部(局)課	観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課
監査実施日	令和 6 年 10 月 31 日
財政的援助等の内容	<p><公の施設管理></p> <p>山梨県立県民文化ホール</p> <p>指定期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理料(令和 5 年度) 225,835,000 円</p>
監査の結果	<p>[指摘事項]</p> <p>前回の監査において、山梨県立県民文化ホールの利用及び利用料金等に関する事務取扱要綱第 20 条第 2 項に、現金を収納したときは、金融機関に設けた預金口座へ当該収納の日及びその翌日までに預け入れなければならない旨が定められているが、要綱に定める期限内に金融機関へ預け入れていなかったことから、指導事項としたが、今回の監査においても要綱に定める期限内に金融機関への預入が行われていなかったものがあり、前回の指導事項が改善されていなかった。</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 共同事業体が指定管理者として施設の管理・運営を行っているが、令和 5 年度の共同事業体の損益計算書に計上の誤りがあり、共同事業体企業間における協定書に基づく剰余金の配分金が過大に計上されていた。</p> <p>2 指定管理業務に係る経費において備品として購入した物品について、基本協定書第 19 条第 7 項に、あらかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経</p>

	費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができる旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。
	<注意事項> なし

監査対象団体	株式会社 ハイジの村
所管部(局)課	農政部 食糧花き水産課
監査実施日	令和6年10月10日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立フラワーセンター 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和5年度) 3,463,695円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社 桔梗屋
所管部(局)課	農政部 食糧花き水産課
監査実施日	令和6年10月29日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立富士湧水の里水族館 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和5年度) 35,574,403円
監査の結果	[指摘事項] なし
	[指導事項] なし
	<注意事項> 1件

監査対象団体	富士観光開発・富士グリーンテックグループ
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課景観まちづくり室
監査実施日	令和6年10月21日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県曾根丘陵公園 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和5年度) 64,473,085円
監査の結果	[指摘事項] なし
	[指導事項] 管理業務仕様書 2(1)に暴力団排除措置について定められているが、自動販売機設置契約について暴力団排除条項が記載されていないものがあった。
	<注意事項> なし

監査対象団体	株式会社 かいすた
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課景観まちづくり室
監査実施日	令和6年10月7日 11月25日
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県富士川クラフトパーク 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料(令和5年度) 107,017,305円
監査の結果	[指摘事項] なし
	[指導事項] 1 拾得物及び残置物処理マニュアルにおいて、拾得した場合の取扱いとして、拾得物一覧

	<p>表に必要事項を記載し保管する。拾得物一覧表を公示しても引き取りがない物については、取りまとめのうえ毎週月曜日に拾得物届出書により管轄警察署に届け出る。現金、時計、鍵、アクセサリ類など貴重品と思われる拾得物は現物を持参するとされているが、令和5年度に拾得した現金について、警察への届出書がなく、拾得物一覧表の処理欄へ事後処理内容も記載されていないものがあつた。</p> <p>また、現金等の貴重品について、同マニュアルに定められた期限内に警察への届出がなされていないものがあつた。</p> <p>2 土木施設等管理業務委託に係る契約について、植栽管理業務特記仕様書に定める「業務主任技術者通知書」、「履歴書」及び「工程書」が提出されていなかった。</p> <p>また、設備現場管理業務及びカヌー場施設管理業務に係る契約について、仕様書に定める「施工計画書」、「業務報告書」が提出されていなかった。</p> <p>3 自主事業（アートスクエア（旧道の駅ギャラリー））に係る電気使用料を、指定管理事業の光熱水費に含めて実績報告していた。</p>
	〈注意事項〉 なし

監査対象団体	やまなしフルーツパークパートナーズ	
所管部（局）課	県土整備部 都市計画課景観まちづくり室	
監査実施日	令和6年11月6日 12月26日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県笛吹川フルーツ公園 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料（令和5年度）	209,891,120円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] 1 現金の取扱事務について、次のとおり不適切な処理があつた。 ①指定管理事業者が準拠する山梨市フルーツパーク株式会社社会計規程第6条に規定されている現金出納帳が作成されていなかった。 ②経費の元帳日付について、経費の発生日で記帳を行うべきところ、現金の補充日で記帳されていた。また、元帳における現金出金の科目について、「現金」勘定で処理を行うべきところ、「預金」勘定で処理されていた。 2 指定管理事業者が準拠する山梨市フルーツパーク株式会社社会計規程では、現金収納した収入金について「その日のうちに金融機関に預金すること」を原則としているが、5月に収納した利用料金を8月に預入するなど、預入が遅滞しているものがあつた。 3 郵便切手、レターパックの未使用分について、年度末残高が資産計上されていなかった。 4 指定管理業務に係る経費において備品として購入した物品について、基本協定書第19条第7項に、あらかじめ山梨県の承認を受けて、事業計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができる旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。 5 請求書、納品書及び領収書に日付（請求年月日、納品年月日及び領収年月日）の記載がないものについて支払を行っているものがあつた。 6 事案決裁規程第3条別表2により代表者が決定すべき事項に該当する支出について、代表者の押印がないものがあつた。	
	〈注意事項〉 1件	

監査対象団体	アメニス山梨(桂川)グループ	
所管部（局）課	県土整備部 都市計画課景観まちづくり室	
監査実施日	令和6年9月30日	
財政的援助等	<公の施設管理>	

の 内 容	山梨県桂川ウェルネスパーク 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料（令和5年度） 64,786,281円
監 査 の 結 果	[指摘事項] なし
	[指導事項] 1 指定管理業務における現金の取扱いについては、「現金取扱マニュアル」により、預入は原則として毎月2回以上及び保管金額が5万円以上にならないよう銀行に預入する旨が定められているが、有料公園施設利用料の銀行への預入が毎月1回となっており、保管金額も5万円以上が常態化していた。また、同マニュアルでは、売上金の日計表を作成することとされているが、日計表が作成されていないものがあった。 2 経理規程第27条第1項に「現金は、毎日の出納終了後に現物と帳簿の残高を照合しなければならない」と規定しているが、小口現金について出納帳が整備されておらず、現金有高の確認に留まっており、現物と帳簿の残高の照合がされていなかった。 3 「管理業務にかかる収支決算」として県に報告した支出額のうち、消費税込金額で支払った報償費にさらに10%を加算したことにより、支出実績額が過大に報告されていた。
	<注意事項> 1件

監 査 対 象 団 体	山梨科学推進グループ
所管部（局）課	教育庁 生涯学習課
監 査 実 施 日	令和6年11月21日
財 政 的 援 助 等 の 内 容	<公の施設管理> 山梨県立科学館 指定期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日 指定管理料（令和5年度） 319,859,000円
監 査 の 結 果	[指摘事項] なし
	[指導事項] 基本協定書第19条第9項に定める指定管理料で制作したプラネタリウム番組について、県の備品として登録することとされているが、登録されていなかった。
	<注意事項> 1件

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社
意見	<p>正味財産増減計算書内訳表の事業費に計上された人件費について、4箇所（富士北麓、峡東、釜無川、桂川）の各流域下水道事業に4分の1ずつ按分して計上されているが、事業ごとの収支状況をより明確にするため、計上方法の見直しについて検討されたい。</p>
監査対象団体	合同会社 カナエール
意見	<p>指定管理者が行う会計処理においては、基本協定書第11条第1項に基づき、管理業務と管理業務以外の業務を区分して経理する必要があるが、区分が十分に整理されておらず適正に処理されていないものがあつたことから、区分を整理のうえ基本協定書等において明示し、基本協定書等に定める運営管理及び報告事務が適正に行われるよう努められたい。</p> <p>また、会計規程が職員に周知されておらず、収納した現金の取扱いに不適切なものがあつたことから、基本協定及び会計規程の周知徹底を図り、適切な事務の執行に努められたい。</p>
監査対象団体	株式会社 ハイジの村
意見	<p>指定管理業務に係る仕様書11(2)に「指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。」とされ、策定された経理規程で定められた会計伝票の取扱いは紙ベースでの会計処理となっているが、同社の現状は伝票・元帳の作成等をすべてパソコンで管理しており、処理と一致していない。このため、会計処理の実態に沿った経理規程の見直しに取り組みられたい。</p>
監査対象団体	やまなしフルーツパークパートナーズ
意見	<p>支払日が請求日の数ヶ月後であるものや、支出命令書の様式に代表者の決裁欄が設けられていないものなど、経理事務や会計規程について改善を要するものがあつたことから、改善に努められたい。</p>
監査対象団体	アメニス山梨（桂川）グループ
意見	<p>前回監査において注意事項としたことについて、今回の監査においても同様の事案があり改善が見られなかった。また、指定管理者の会計情報はグループの構成団体の県外事務所において管理されており、会計情報がグループ全体で十分に共有されていない状況が見受けられた。</p> <p>今後は、会計情報の一層の共有を図るとともに、グループ全体で事務処理の適正化に努められたい。</p> <p>また、指定管理施設の所管課においては、指定管理者の事務処理体制についての確認と指導を徹底されたい。</p>